

1 月号（496 号）

1 甲警察署刑事課の司法警察員 K は、強盗殺人（刑 240 条後段）事件の被疑者 X を緊急逮捕し、弁解録取（203 条 1 項）をすることになった。K は、甲警察署取調室の録音・録画機器を作動させ、X から「私が被害者 V を殺したのは間違いない。最初から V を殺して金を奪うつもりだった。本当のことを自分から話して気持ちが楽になった」旨の自白を得て、その内容を録取した弁解録取書を作成し、X の署名指印を得た。しかし、K が機器の操作を誤っていたため、全く録音・録画されていなかったことが、弁解録取後に判明した。その後、弁護人と接見した X は否認に転じ、「自分は犯人ではない。それ以外は黙秘する」と供述し、供述調書への署名指印も拒否し続けた。

X の弁解録取書の証拠能力について、問題となる点を指摘して論じなさい。

2 検察官 P は、政治家 Y の公職選挙法違反事件の捜査の端緒を得て、Y の秘書 Z の任意取調べを実施した。Z は共犯者として自らが訴追されることをおそれ、詳細を供述しようとしなかった。そこで P は、「公職選挙法違反事件では合意制度は適用されないが、あなたがきちんと供述するのであれば、事実上の合意があったものとして、あなたを不起訴にする」旨を申し向け、これに応じた Z から、Y との共謀状況をはじめ、Y の犯行を明らかにする詳細な供述を得て、供述調書に録取した。P は Y を起訴して、Z を不起訴（起訴猶予）にした。

Y の犯行を立証するために Z の供述調書を証拠にするにあたり、問題となる点を指摘して論じなさい。

12月号（495号）

Xは、「令和3年10月1日午後7時頃、甲県〇〇市内の路上において、通行中の女子高生であるV（当時16歳）に対し、いきなり背後から抱きつく暴行を加え、『騒いだら殺すぞ』などと言って脅迫し、強いてわいせつな行為をしようとしたが、同人に激しく抵抗されたため、その目的を遂げなかった」旨の強制わいせつ未遂罪（刑180条・176条前段）の公訴事実で起訴された（第1事件）。以下の設問につき問題となる点を指摘して論じなさい。

1 Xは、第1事件につき、第1回公判期日の罪状認否で「身に覚えがない」と陳述した。検察官Pは、「被告人が犯人であること」を立証趣旨とし、甲県警察科学捜査研究所技官A作成の鑑定書を証拠調べ請求した。同鑑定書には「現場近くの防犯ビデオに映っていた逃走する犯人の画像と、Xの頭顔部の画像との顔貌を異同識別した結果、その男とXは同一人と考えられる」旨が記載されている。

2 設問1とは異なり、Xは、第1事件につき、「女子高生が嫌いだったのでVを痛めつけようとしただけで、わいせつ目的はなかった」と陳述した。Pは、「令和3年9月28日午後6時頃、甲県〇〇市内の公衆トイレにおいて、女子高生であるU（当時17歳）に対し、いきなり背後から抱きつく暴行を加え、着衣の上から同人の胸部をなで回すなどし、強いてわいせつな行為をした」旨の強制わいせつ罪（刑176条前段）の公訴事実でXを追起訴した（第2事件）。

(1) Xは、第2事件につき「Uの同意があった」と陳述した。Uの証人尋問が実施され、UはPの主尋問に対し、明確に「同意していない」と証言したが、Xの弁護人Bは、「あなたはこれまでに性経験はあるか」と反対尋問をした。

(2) Pは、論告において、「Xによる第2事件の証明は十分であるから、Xには第1事件でもわいせつ目的があったと認められる」と主張した。

11 月号（494 号）

X 及び Y は、「共謀の上、令和 3 年 9 月 1 日午後 6 時頃、東京都〇〇区内のナイトクラブ甲において、同店店長 V（当時 30 歳）に対し、その左腕部等を鉄パイプ様のもので複数回殴る暴行を加え、その反抗を抑圧した上、金庫から現金 300 万円を強取し、その際、前記暴行により、V に全治まで約 2 か月間を要する左尺骨骨折等の傷害を負わせた」旨の強盗傷人罪（刑 240 条前段）の公訴事実で起訴された。同事件の公判前整理手続に関して以下の申立て等があった場合、裁判所はどうすればよいか。

1 X の弁護人 B は、「共謀の訴因が不特定であるから、具体的な共謀の日時、場所、方法を明らかにされたい」と検察官 P に対する求釈明を申し立てた。

2 Y が犯人であることを示す証拠の一つに、「Y から『甲の事件をやったのは自分だ』と聞いた」旨の A 供述があった。Y の弁護人 C は、「A は、過去に Y が所属していた暴力団乙組の関係者で、乙組は Y を陥れようとしている疑いがあり、その供述は信用できない。以前に Y が不起訴処分になったけん銃所持事件は、同様に乙組が Y を陥れようとした事件である」旨主張し、「同けん銃所持事件の捜査の端緒になった D 方の捜索差押許可状請求書」を主張関連証拠として開示請求したが、P が開示を拒んだため、P に開示を命じるように請求した。

3 X 及び Y は、起訴時に P の請求により、第 1 回公判期日が終了する日までの間、弁護人又は弁護人となろうとする者（弁護人等）以外の者との接見、書類及び物の授受（接見等）を禁止する決定を受けていたが、B は、情状証人として請求している X の妹 Z につき、打合せの必要があるとして接見等禁止の一部解除を申請した。

4 X と Y の弁論は分離され（313 条 1 項参照）、先に Y について公判前整理手続が終了し、公判期日が指定され、裁判員候補者に呼出状が発送されたが、裁判員選任手続期日の 10 日前に、P が「Y の第 2 回公判期日で証言予定だった A が、証言を拒絶する意向を示した」と連絡してきた。

10月号（493号）

検察官 P は、X 及び Y に対する恐喝未遂被疑事件について捜査を遂げ、「被告人兩名は、現金を脅し取ろうと考え、共謀の上、令和 3 年 9 月 1 日午後 5 時頃、甲県乙市××番××号先路上において、V（当時 40 歳）に対し、『金を貸してくれ。痛い目に遭いたいのか。明日までに現金で 10 万円を用意しておけ。言うとおりにしなければどうなるか分かってるな』などと言って現金を要求し、この要求に応じないと身体等に危害を加えられるかもしれないと V を畏怖させたが、V が警察に通報したため、その目的を遂げなかった」旨の恐喝未遂の公訴事実（公訴事実①）で兩名を起訴しようとしたが、X 及び Y と V は、同居していない従兄弟の関係にあることが判明した。

1 P は、親族相盗例（刑 251 条・244 条 2 項）が適用されるから、V から告訴を得て起訴しようとしたが、V は「兩名を告訴しない」という意思を明らかにした。そこで P は、「被告人兩名は、共謀の上、令和 3 年 9 月 1 日午後 5 時頃、甲県乙市××番××号先路上において、V（当時 40 歳）に対し、『痛い目に遭いたいのか。言うとおりにしなければどうなるか分かってるな』などと言って、同人の身体等に危害を加える旨を告知して脅迫した」旨の脅迫の公訴事実（公訴事実②）で兩名を起訴できるか。

2 P が公訴事実②で兩名を起訴した場合に、X の弁護人である B が、第 1 回公判期日において、「本件は親族相盗例が適用される恐喝未遂であるのに、告訴がないから公訴棄却すべきである」旨を陳述した場合、裁判所はどうすればよいか。

3 設問 1 とは異なり、V が「X のみを告訴し、Y は告訴しない」という意思を示した場合、P はどうすればよいか。

4 設問 1 とは異なり、公訴事実①で兩名を起訴した後、審理の過程で初めて X 及び Y と V が親族であることが判明し、P が V から告訴を得ようとしたが、V が兩名を告訴しない意思を明らかにしたため、P が公訴事実①を公訴事実②に訴因変更する旨の請求をした場合、裁判所はどうすればよいか。

9月号（492号）

甲警察署管内では、夜間の路上で1人歩きの女性を狙った強制わいせつ事件が相次ぎ、令和3年8月1日午後9時頃、司法警察員Kらが警らしていたところ、挙動不審なXを見つけたので、職務質問を開始した。①Kは、スマートフォンを取り出して通話しようとするXに対し、通話を止めて職務質問に応じるように言ったが、Xはこれを無視して実兄のYに電話をかけ、「助けてくれ。甲署の警察官に囲まれている」などと話し始めた。KはXに「質問が終わってからにして」と言い、Xからスマートフォンを取り上げ、電話を切った。Xは、職務質問に対し、当初は否認していたが、やがて観念して「痴漢をするため、1人歩きの女性を探していた」と供述したので、KらはXを甲警察署まで任意同行した。

Yは、Xと共同で会社を経営しており、その関係で知っていた弁護士Bに連絡した。Bは、事情がよく分からなかったものの、Xが甲警察署にいるかもしれないと考え、同日午後10時頃、同署を訪れた。甲警察署の取調べ室では、司法警察員MがXを取り調べており、Xは「これまで痴漢を繰り返してきました」などと全面的に自白していた。Bは、Mの上司である同署刑事課長（司法警察員警部）のNと会い、②Xの実兄であるYからの依頼により「辩护人となろうとする者」としてXとの面会を求めたが、Nは「取調べ中であり、終了までしばらく待つてほしい」と言って、すぐに面会をさせず、Mに「弁護士が面会に来たから、区切りのいいところで取調べを中断するように」と指示した。

③MがXに「B弁護士は知り合いか」と尋ねると、Xは「仕事の関係でお世話になっている。前に痴漢の刑ってどれくらいかを聞いたら、強制わいせつだと実刑になることもある、万が一刑事事件の被疑者になったら、まずは黙秘するのがよいと教えてくれた。でも、自分のやったことなので、きちんと話して責任をとります」と供述したので、Mはその内容を供述調書に録取し、Xに署名・指印をさせた上で、取調べを中断し、同日午後11時頃、BとXを面会させた。その後、NはXの供述調書等を疎明資料として裁判官から逮捕状の発付を受け、Xを通常逮捕した。

①から③の行為の適法性を論じなさい。

8月号（491号）

司法警察員 K は、令和 3 年 7 月 1 日午前 0 時 20 分、V から「たった今、紺色のジャンパーを着て酒の臭いがする 30 歳過ぎの見知らぬ男から、『金を貸してくれ』と言われ、断ったら刃物のような物を突き付けられ、『金を出さないと殺すぞ』と脅された。走って逃げたら、追いかけてこなかった」との 110 番通報を受けた。K と司法巡査 L が現場に行き、V と合流して付近を確認したところ、同日午前 0 時 35 分、V が被害に遭った場所から約 20 メートル離れた路上で、V が供述する服装、年齢と一致し、酒の臭いがする X を見つけ、職務質問を開始した。X はそわそわと落ち着かない様子であったが、「通行人を脅して金を要求しなかったか」という質問に対し、「そんなことはしてない」と否認した。しかし、V は X を見て「犯人に間違いない」と供述したので、同日午前 0 時 40 分、K が恐喝未遂の現行犯人として X を逮捕した。K は、逮捕に伴い X の所持品を捜索したが、刃物のような物は見つからなかった。

X の逮捕後に K らが捜査した結果、X は単身の無職者で、事件の直前まで馴染みの飲み屋で酒を飲んでいて、ツケを払うように言われ、払えなかったので追い出されていた事実が判明した。刃物のような物は隠匿された可能性もあり、周辺の検索が必要と考えられた。検察官 P は、同日午前 11 時に事件の送致を受け、X に罪証隠滅及び逃亡のおそれがあると判断し、同日午後 0 時に X の勾留を請求した。裁判官 A が勾留質問をしたところ、X は恐喝未遂の被疑事実を否認した。①A は、本件では V の供述しか X を現行犯人と認定する証拠がなく、現行犯逮捕の要件が認められないと判断し、勾留請求を却下した。

②P は、同日午後 2 時 15 分、取調室において X をいったん釈放し、すぐに同一の恐喝未遂の被疑事実で自ら X を緊急逮捕した。P が同日午後 2 時 45 分に逮捕状を請求すると、裁判官 B から逮捕状が発付されたので、同日午後 4 時、P は再び X の勾留を請求した。裁判官 C が勾留質問をしたところ、X は「検察官の不当逮捕に抗議して黙秘する」と言い、質問に一切答えなかった。③C は X が黙秘している事実も考慮して、勾留の理由と必要性があると認め、勾留状を発付した。

①から③の手続について、それぞれ問題となる点を指摘して論じなさい。

7月号（490号）

深夜、V方の駐車場でV所有の自動二輪車が放火される事件が起きたが、公共の危険を生じさせたとは認められなかった（刑110条1項参照）、司法警察員Kは、部下の司法巡查Lらとともに、器物損壊事件として捜査を開始し、周辺の防犯カメラの映像から、被疑者としてXを特定した。Kは、Xが犯行時の着衣等を隠滅するおそれがあり、また、同種前科のある単身無職者で逃亡のおそれも大きかったことから、早急にXを逮捕しようと考え、Vから告訴を得ようとしたが、Vは出張中で不在であった。そこで、①KはVの告訴がないまま、器物損壊事件についてXの逮捕状とX方の搜索差押許可状を請求し、その発付を受けた。

Lは、X方で前記逮捕状によりXを逮捕し、逮捕に伴う搜索を実施したところ、Xが上衣ポケット内に覚醒剤を所持していたので、②逮捕に伴う差押えとして無令状でその覚醒剤を押収した。

その後、KはXに尿を提出するように求めたが、Xに頑なに拒否されたので、裁判官から差し押さえるべき物を「被疑者の尿」とする条件付搜索差押許可状の発付を受けた。③KがXに同令状を示すと、Xは「痛いのは嫌だから、自分から尿を出す」と言い出した。しかしKは「もう令状が出ているから、任意提出は受けられない」と言って、嫌がるXを最寄りの病院まで連行し、強制採尿を実施した。

Xを逮捕した際、Xの自宅には、別の窃盗事件の犯人と疑われていたYがいたので、LはYに警察署までの任意同行を求めたが、拒否された。同事件の犯行現場には、犯人が遺留したと思料されるDNAが残されており、YのDNA型と対照する必要があった。そこで、④Lは、DNA採取目的であることを秘し、Yに紙コップ入りのお茶を勧めたところ、Yがこれを飲んだので、Lは「コップはこちらで捨てておく」と言って、Yの唾液が付いた紙コップを回収し、遺留品として領置した。その後の鑑定の結果、YのDNA型は犯人のものと一致することが明らかになった。

①から④の行為の適法性を論じなさい。

6月号（489号）

甲県警察本部生活経済課は、乙社の従業員らが、海外の金融商品取引を装って、多数の顧客から金員を詐取した詐欺の被疑事実により、乙社を捜索し、関係証拠を差し押さえようと考えた。同課の司法警察員 K は、裁判官から、「捜索すべき場所」として「乙社本社事務所」、「差し押さえるべき物」として「本件に関係あるパーソナルコンピュータ、スマートフォン、ハードディスク」、「差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であって、その電磁的記録を複写すべきものの範囲」（219条2項参照）として「差し押さえるべきパーソナルコンピュータ及びスマートフォンからの接続可能なメールサーバの記録媒体の記録領域であって、当該パーソナルコンピュータ等の使用者のメールアドレスに係る送受信メール、その他の電磁的記録を保管するために使用されているもの」と記載された、リモートアクセスによる電磁的記録の複写の処分を許可した捜索差押許可状（218条2項参照）の発付を受け、司法巡查 L らとともに、乙社の捜索を開始した。

1 乙社の代表取締役で主犯の疑いがあった X の机周辺を捜索していた L は、X が使用していた業務用パソコンを使用して、同パソコンに接続している外付けハードディスク（容量 4TB）の記録内容を一べつしたところ、大量のデータが存在していたので、内容を確認せずにハードディスクごと差し押さえた。この押収手続は適法か。

2 L は、X が使用していたスマートフォン内のデータを確認しようとしたところ、X は「スマホには絶対に見られたくないものがある」と言って、指紋認証でロックを解除することを拒否した。L は当該スマートフォンを前記捜索差押許可状により差し押さえた上、警察署等で解析してロックを解除した後、リモートアクセスしてクラウド上のデータを複写し、差し押さえることはできるか。

3 L が X のパソコン内のデータを確認したところ、X のメールアドレスで乙社の幹部らと詐欺に関わると疑われるやり取りをしているクラウドメール多数が確認できたが、そのメールサーバは海外にある可能性があった。L はそのメールデータを前記捜索差押許可状により複写して差し押さえることはできるか。



5月号（488号）

司法警察員 K と司法巡査 L が深夜の繁華街を警ら中、頬がこけ、目をぎらつかせ、やたらと唇を舐めまわすなど、覚醒剤乱用者の特徴がある X が歩いていたので、職務質問を開始した。X が供述した氏名等に基づいて L が前歴照会をすると、覚醒剤取締法違反の前歴 4 回があった。K が X に「また覚醒剤をやったのか」と聞くと、X は「警察からやっていいと言われた」と覚醒剤使用を認めるような発言をした。K は X が持っていた小型のかばんの中を見せるように求めたが、X は「これは俺の物じゃないから、見せられない」と言い、頑として応じようとしなかった。K は X に「ここでは人目もあるから、最寄りの交番で話をしよう」と言ったが、X は「令状がないなら行かない」と答え、任意同行にも応じなかった。①K は引き続き、X に供述拒否権を告知しないまま、「覚醒剤をやったことに間違いはないのか」「交番に来てきちんと話してほしい」などと、X を説得し続けた。やがて応援要請を受けた薬物銃器対策係の司法警察員 M をはじめ警察官が次々に臨場し、X は 10 名程度の警察官に取り囲まれる状態になった。すると X は、苛立った様子で「俺のじゃないから、こんな物いらない」と言いながら、持っていたかばんを 5 メートルほど先の路上に放り投げた。②L はすぐにそのかばんを拾い、閉められていたチャックを開いて在中物をすべて取り出し、財布等のほか、ビニール袋に入った白色結晶粉末と新品の注射器 1 本を発見したので、その場で M が予試験をして白色結晶粉末が覚醒剤であることを確認し、X を覚醒剤所持の現行犯人として逮捕した。

①及び②の行為の適法性を論じなさい。

4月号（487号）

司法警察員 K は、甲ホテルのマネージャー A から「宿泊代金を支払わないままチェックアウトの時間を過ぎても客室に居座っている客がいる。部屋に電話しても要領を得ず、『部屋が2つに分かれている』と意味不明なことを言っている。クスリでもやっているのではないか」との 110 番通報を受け、司法巡査 L と甲ホテルに向かった。A は K と L を 2 階の 202 号室に案内した。① K は部屋のドアをノックし「警察です。お客さん、時間過ぎてますよ。ホテルも困ってますよ」と声をかけたが反応がなかったため、直接事情を聴くほかないと判断し、A からマスターキーを借りて同室のオートロックを解錠し、ドアをそっと押し開けた。その途端、室内にいた X が走ってきてドアを閉めようとしたので、K と押し合いになり、K は開いたドアの隙間に片足を踏み入れて閉められないようにした。ドアは最大で 20 センチ程度しか開かず、K は部屋の中まで見ることはできなかった。その隙に室内にいた Y は 2 階の窓から地面に飛び降り、全速力で走って逃げようとしたところ、ちょうど司法巡査 M が応援要請を受けて甲ホテル前に臨場していた。② M は大学時代にラグビー部で活躍しており、その経験から Y を停止させるにはタックルして倒すしかないと判断し、走っている Y の腰の辺りにタックルして、Y を転倒させ、すぐに Y から離れた。Y は観念して「すいません、あの部屋で X からシャブを買いました」と言いながら、覚醒剤の入ったビニール袋をポケットから出したので、M は Y を覚醒剤取締法違反（所持）の現行犯人として逮捕した。

①および②の行為の適法性を論じなさい。